

平成25年9月16日(月)台風18号竜巻に係る被害状況について

1 経過

- ・9月16日(月) 竜巻被害発生
- ・9月16日(月)～現在 ブルーシート配布、土のう袋配布、ガレキ撤去等の応急対策を実施中
- ・9月18日(水) 「竜巻被害に対する市役所からのお知らせ」チラシ第1号発行
- ・9月23日(月) り災証明書発行のお知らせ通知(発送)
- ・9月24日(火) 「竜巻被害に対する市役所からのお知らせ」チラシ第2号発行
- ・9月24日(火) 見舞金の支給など生活安定に向けた対策を本格的に開始

2 被害状況

建物(件数)

(平成25年9月23日(月)午後5時現在)

	住 家				非 住 家				合 計
	全 壊	半 壊	一部損壊	小 計	全 壊	半 壊	一部損壊	小 計	
広 瀬		1	67	68	1		9	10	78
小 島							5	5	5
久保島			16	16			12	12	28
玉 井			11	11			5	5	16
玉井南			3	3					3
東別府			11	11			12	12	23
西 城	6	5	37	48	1		12	13	61
江 波	1	1	131	133	4	4	35	43	176
妻 沼	1	7	110	118	5	4	21	30	148
妻沼東			43	43	1		5	6	49
八ツ口		1	29	30	8	4	21	33	63
樋 春	1	2	36	39	1		17	18	57
御正新田	1	2	29	32	1	1	9	11	43
野 原		1	14	15			7	7	22
合 計	10	20	537	567	22	13	170	205	772

3 被災された方への各種支援制度概要 (別添資料)

4 竜巻被害に対する市役所からのお知らせ(チラシ第2号) (別添資料)

5 被災者生活再建支援制度等 (別添資料)

竜巻被害に対する市役所からのお知らせ 第2号

◎印は、当面、土・日・祝日も業務を実施します。(8:30~17:15)

(申込み状況等により、平日業務に戻る場合は、ホームページ等でお知らせします。)

○印は、平日のみの業務となります。(8:30~17:15)

発行日:平成 25 年 9 月 24 日

発行:熊谷市災害対策本部

◎被災者支援対策室・相談窓口を開設しています

被害を受けた方からのご相談をワンストップでお受けする、被災者支援対策室を設置しました。相談窓口にて各種相談にお応えいたします。

◆場所：市役所本庁舎 1 階ホール

◆コールセンター：048-524-1131 (8:30~19:00)

◎被災者生活再建支援制度による支援金の支給 <国・県の制度>

住宅が半壊以上の被害を受けた世帯に、被害の程度や再建方法により最高300万円の支援金が支給されます。

被災者生活再建支援制度とは、著しい災害を受けた世帯に、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する制度です。

◆福祉課 電話：048-524-1111 (内線) 295

◎竜巻災害復旧支援金の支給 <市独自支援策>

住家の半壊、一部損壊の被害を受け、その修繕工事を行った世帯に、最高20万円を限度として支援金を支給します。

◆福祉課 電話：048-524-1111 (内線) 295

◎特別災害見舞金の支給 <市独自支援策>

非住家が全壊、半壊、一部損壊の被害を受けた世帯に、1万円の特別災害見舞金を支給します。ただし、住家に対する災害見舞金を支給された世帯は対象となりません。

◆福祉課 電話：048-524-1111 (内線) 295

◎災害援護資金貸付制度 <国・県の制度>

住居、家財に損害を受けた世帯に、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行います。

災害救助法の適用による貸付限度額は、住居の全壊350万円、半壊270万円、家財の損害250万円です。なお、所得制限等の貸付け要件があります。

◆福祉課 電話：048-524-1111 (内線) 295

◎竜巻災害援護資金貸付け 〈市独自支援策〉

住居に損害を受け、災害援助法による災害援護資金の貸付け適用にならない世帯に、竜巻災害援護資金の貸付けを行います。貸付限度額は、全壊125万円、半壊85万円、一部損壊50万円です。(現在、金融機関と調整中のため、福祉課にお問い合わせください。)

◆福祉課 電話：048-524-1111 (内線) 295

○市・県民税、固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税の減免 〈市独自支援策〉

住家に半壊以上の被害を受けた方は、今年度納期未到来の市税等の全額又は一部を減免します。

【市・県民税】 ◆市民税課 電話：048-524-1326

【固定資産税・都市計画税】 ◆資産税課 電話：048-524-1329

【国民健康保険税】 ◆保険年金課 電話：048-524-1111 (内線) 248、379

○水道料金・下水道使用料の減免 〈市独自支援策〉

竜巻により居住していた家屋が全壊・半壊・一部損壊の被害を受けた方の水道料金・下水道使用料を一定期間減免します。

また、竜巻により給水装置が破損し、漏水があった場合に、該当する期間の水道料金・下水道使用料を減免します。

◆営業課 電話：048-520-4132

◆下水道課 電話：048-524-1111 (内線) 561

○給水装置修繕工事の申請にかかる手数料の免除 〈市独自支援策〉

竜巻により被害を受け、給水装置の修繕工事を行う場合、申請にかかる手数料を免除します。

◆工務課 電話：048-520-4136

○農業集落排水施設使用料の減免 〈市独自支援策〉

竜巻により、居住していた家屋が全壊・半壊・一部損壊の被害を受けた方の農業集落排水施設使用料を一定期間減免します。

◆農地整備課 電話：048-588-9986

○竜巻被害住宅復旧アドバイザー無料相談会

被災家屋の安全性への不安や、今後の復旧に向けての工事方法などについて、被害を受けた方を対象に下記無料相談会を開催いたします。

	相談会日時	申込み締切	相談会場
第1回	9月26日(木)10:00~15:00	9月25日(水)11:00まで	市役所本庁舎
第2回	9月29日(日)10:00~15:00	9月27日(金)11:00まで	1階ロビー

相談会は、事前予約制です。希望される方は期限までに電話予約をお願いします。

◆建築審査課 電話:0493-39-0311 (大里庁舎代表)

○臨時住宅相談会

埼玉土建一般労働組合熊谷支部では、住宅リフォームの無料相談会を下記により開催します。また、電話での相談も受け付けます。

日時：9月27日（金）、28日（土） 10:00～16:00

会場：妻沼行政センター306会議室（3階）

◆妻沼行政センター 電話:048-588-1321（内線）220

◎‘こころ’と‘からだ’の健康相談〈市独自支援策〉

災害の影響により、こころやからだに心配がある方の相談をお受けします。

(1) 専門医による‘こころ’の健康相談 ※電話でも相談をお受けします。

日時：9月29日（日） 受付時間 9:00～16:00

場所：休日・夜間急患診療所 電話：048-525-2720

(2) 保健師による‘こころ’と‘からだ’の健康相談

日時：9月24日(火)～10月6日(日)の毎日（受付時間8:30～17:15）

場所：各保健センター（必要な方には訪問相談もいたします。）

10月7日（月）以降につきましては、通常の開所時間の中で相談をお受けします。

◆熊谷保健センター 電話:048-526-5737 ◆妻沼保健センター 電話:048-588-1516

◆江南保健センター 電話:048-536-6553

○被災防犯灯の灯具交換費用の補助〈市独自支援策〉

竜巻により被害を受けた防犯灯を所有している自治会が灯具交換する場合の事業費を全額補助します。

◆安心安全課 電話：048-524-1111（内線）332

○戸籍謄(抄)本、住民票等の証明手数料の免除〈市独自支援策〉

被害を受けた方が、保険金や支援金等の支給申請書等に使用するために必要な、戸籍謄(抄)本、住民票の写し、印鑑登録証明書等の手数料を免除いたします。

申請手続の際には、り災証明書（コピー可）、本人確認書類等が必要となります。

◆市民課 電話：048-524-1111（内線）267

◎リサイクル自転車、再生家具、日用雑貨の無償提供〈市独自支援策〉

市が所有しているリサイクル自転車・再生家具・日用雑貨を、住宅が全壊・半壊した方に無償提供します。り災証明書（コピー可）をご持参ください。

◆環境美化センター 電話：048-524-7121

◎竜巻被害による家屋等の解体に伴う瓦・ブロック・せともの類の受入れ〈市独自支援策〉

竜巻被害による家屋等の解体に伴う瓦・ブロック・せともの類について、市が発行するり災証明を受けた方は、熊谷市最終処分場での受入れを無料で行います。

◆環境美化センター 電話：048-524-7121

○介護保険料の減免 〈大里広域の制度〉

介護保険料の全額または一部を減免します。

◆長寿いきがい課 電話：048-524-1111（内線）217

◆大里広域市町村圏組合 介護保険課 電話：048-501-1330

○介護保険居宅介護サービス費等の減免 〈大里広域の制度〉

災害により居宅サービス費等の支払いが困難となった被保険者に対して、介護保険利用者負担額を減免します。

◆長寿いきがい課 電話：048-524-1111（内線）217

◆大里広域市町村圏組合 介護保険課 電話：048-501-1330

○保育所保護者負担金の減免 〈市独自支援策〉

保育所に入所している児童の保護者の方（住家被害を受けた方）に対し、保育料を減免します。

◆保育課 電話：048-524-1111（内線）570

○家庭保育室保育料軽減費の加算 〈市独自支援策〉

家庭保育室に入所している児童の保護者の方（住家被害を受けた方）に対し、保育料の軽減費を加算します。

◆保育課 電話：048-524-1111（内線）570

○放課後児童クラブ保育料の減免・補助 〈市独自支援策〉

放課後児童クラブに入所している児童の保護者の方（住家被害を受けた方）に対し、保育料を減免・補助します。

◆保育課 電話：048-524-1111（内線）296

○あかしあ育成園使用料の減免 〈市独自支援策〉

保育所に入園している児童の保護者の方（住家被害を受けた方）に対し、使用料を減免します。

◆保育課 電話：048-524-1111（内線）538

○建築確認手数料等の免除 〈市独自支援策〉

半壊以上の被害を受けた建築物等を1年以内に建築し、または設置する方について、建築確認（構造計算適合判定を除く）、検査を受ける場合に、手数料を免除します。

◆建築審査課 電話：0493-39-4815

○開発行為等手数料の免除 〈市独自支援策〉

半壊以上の被害を受けた建築物等を1年以内に建築し、または設置する方について、適合証明の申請手数料を免除します。

◆開発審査課 電話：0493-39-4817

◎民間住宅家賃補助制度 〈市独自支援策〉

住宅の半壊以上の被害を受けた方が、住宅再建のため、一時的に民間住宅を貸借された場合、家賃の一部を支給します。

◆営繕課 048-524-1111（内線）337

○熊谷市立幼稚園減免の措置 〈市独自支援策〉

市立幼稚園に就園している園児を有する世帯で、竜巻により被害を受けた世帯については、保育料の減免を行います。

◆教育総務課 電話：048-524-1111（内線）517

○熊谷市育英資金貸付金・入学準備金貸付金の返還猶予 〈市独自支援策〉

熊谷市育英資金貸付金・入学準備金貸付金の返還猶予を受け付けます。

◆教育総務課 電話：048-524-1111（内線）381

○幼稚園就園奨励費補助金の加算措置 〈市独自支援策〉

幼稚園に就園している園児を有する世帯で、竜巻により被害を受けた世帯については補助金額の加算を行います。

◆教育総務課 電話：048-524-1111（内線）517

○就学援助制度 〈市独自支援策〉

熊谷市立小中学校児童生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費等の一部を支給します。

◆教育総務課 電話：048-524-1111（内線）382

○教科書等の無償給与 〈市独自支援策〉

竜巻等の災害により教科書・副読本・教材が無くなったまたは使えなくなった小中学校児童生徒に再給与します。在学する小中学校にお問い合わせください。

◆学校教育課 電話：048-524-1692

○動産り災申告の受理、確認書の交付

災害関連の保険金の請求や税務申告に必要な動産り災申告を受理し、確認書を交付します。

◆商業観光課 電話：048-524-1111（内線）312

○農業施設等に係る「り災証明書」の受付交付

災害関連の融資申込みや保険金の請求などに必要な作業小屋、ビニールハウス、作物等の被害に係る「り災証明書」を発行します。

◆農業振興課（妻沼庁舎） 電話：048-588-9990

○図書館資料の弁償免除 〈市独自支援策〉

災害により喪失した図書館資料は、弁償を免除します。

◆熊谷図書館 電話：048-525-4551 ◆妻沼図書館 電話：048-588-6878

◆大里図書館 電話：0493-36-1126 ◆江南図書館 電話：048-536-6303

○その他

- ・災害復興住宅融資 ◆住宅金融支援機構相談窓口 電話：0120-086-353
- ・母子及び寡婦福祉資金貸付 ◆埼玉県北部福祉事務所 電話：0495-22-0101
- ・生活福祉資金貸付 ◆熊谷市社会福祉協議会 熊谷支所 電話：048-521-2735
- ・電気料金等の免除 ◆東京電力株式会社 埼玉カスタマーセンター 電話：0120-995-442
- ・NHK放送受信料の免除 ◆NHKさいたま放送局大宮営業センター 電話：048-643-1030
- ・電話料金の支払い延長等 ◆NTT料金問合せ窓口 電話：0120-002992
- ・埼玉県立高等学校授業料の減免 ◆埼玉県教育局財務課 電話：048-830-6652
- ・埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 ◆埼玉県総務部学事課
電話：048-830-2558
- ・埼玉県高等学校等奨学金 ◆埼玉県教育局財務課 電話：048-830-6652
- ・災害復旧貸付 ◆日本政策金融公庫熊谷支店 電話：048-521-2731
◆商工組合中央金庫熊谷支店 電話：048-525-3751
- ・小規模企業共済災害時貸付 ◆中小企業基盤整備機構 電話：03-3433-8811
◆商工組合中央金庫熊谷支店 電話：048-525-3751
- ・埼玉県経営安定資金〔知事指定等貸付〕 ◆熊谷商工会議所 電話：048-521-4600
◆くまがや市商工会 電話：048-588-0140
- ・既往債務の返済条件緩和等 ◆日本政策金融公庫熊谷支店 電話：048-521-2731
◆商工組合中央金庫熊谷支店 電話：048-525-3751
◆埼玉県信用保証協会熊谷支店 電話：048-521-5221
- ・農林漁業セーフティネット資金 ◆日本政策金融公庫熊谷支店 電話：048-521-2731
※中小企業者及び農業者向けの市独自の融資制度については、現在、検討中です。
- ・農業災害補償制度 ◆埼玉北部農業共済組合（本所） 電話：048-533-8030
- ・災害に対する金融上の措置について ◆財務省関東財務局理財部金融調整官
電話：048-600-1275

以降の情報は、9月18日発行の第1号でお知らせしたものです。

詳しい内容は、第1号または市ホームページをご覧ください。◆印の連絡先までお問い合わせください。

◎り災証明書の発行

証明書発行窓口：市役所本庁舎 被災者支援対策室・相談窓口（1階ホール）、資産税課、各行政センター 総務税務課

◆資産税課 電話：048-524-1111（内線）252、253、370

◎ブルーシート・土のう袋の配布 〈市独自支援策〉

配布場所：市役所本庁舎 電話：048-524-1111、妻沼行政センター 電話：048-588-1321
江南行政センター 電話：048-536-1521

◎がれきの回収 〈市独自支援策〉

◆環境美化センター 電話：048-524-7121、廃棄物対策課 電話：048-536-1549

◎災害ボランティアの派遣

◆妻沼地域の方：熊谷市社会福祉協議会 妻沼支所 電話：048-588-2888

◆熊谷・江南地域の方：熊谷市社会福祉協議会 江南支所 電話：048-536-7310

◎市営・県営住宅の一時提供 〈市・県独自支援策〉

竜巻により全壊・半壊の住宅被害を受けられた方（熊谷市民）のため、県営住宅及び熊谷市営住宅の提供を行っています。

◆営繕課 電話：048-524-1111（内線）337

◎災害見舞金の支給 〈市独自支援策〉

住家の全壊：10万円、住家の半壊5万円、住家の一部損壊：1万円を支給します。

◆福祉課 電話：048-524-1111（内線）295

◎住宅の応急修理 〈国の制度〉

竜巻により半壊以上の被害を受け、自宅に住むことができなくなった方に代わって、何とか生活できる必要最小限の応急修理を市が直接行う制度です。

◆被災者支援対策室 電話：048-524-1131

○その他

・住宅復旧支援融資制度 ◆住宅金融支援機構 電話：0120-086-353、048-615-0420
またはお近くの金融機関

・悪質リフォーム業者にご注意を ◆熊谷市消費生活相談窓口 電話：048-524-7321

・土地家屋調査士 滅失登記ボランティア ◆梁瀬土地家屋調査士事務所 電話：048-528-0070